



中小企業経営強化税制

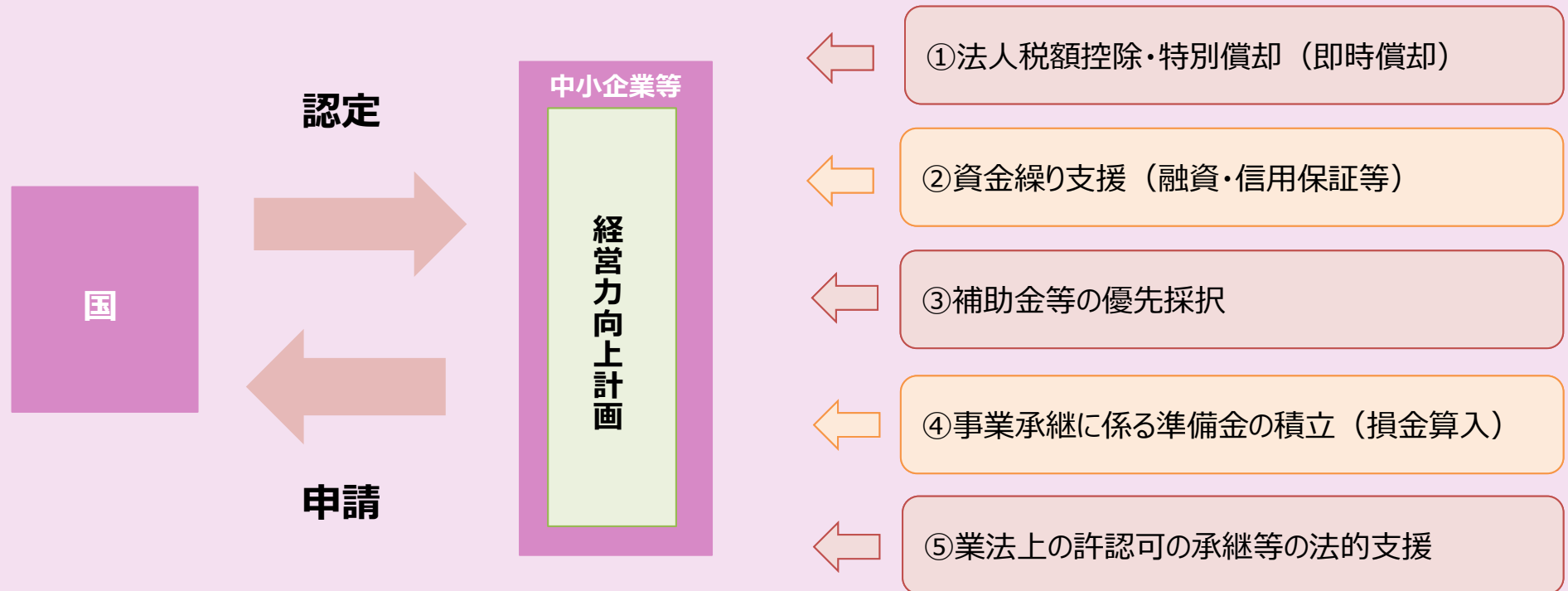
(令和5年度税制改正)

経営力向上計画とは（制度の内容）

概要と目的

- 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資による生産性向上など、自社の経営力を向上するため実施する計画を策定し、「経営力向上計画」として国の認定を受けることができます。
- 「経営力向上計画」を認定された事業者は、税制措置や政府系金融機関による金融支援等を受けることが可能となります。

適用イメージ



中小企業経営強化税制【対象者】

- 本税制の活用にあたっては、中小企業等経営強化法に基づく **経営力向上計画** の認定が必要となっており、当該計画については、**①特定事業者等** に該当する事業者のみ提出が可能となります。
- その上で、税制の適用を受けるためには、それぞれの税制ごとに、租税特別措置法上の **②中小企業者等** に該当する必要があります。

① ② 両方の要件を満たす必要あり

①「特定事業者等」 (中小企業等経営強化法)

- ・**常時使用する従業員数が2,000人以下**の法人または個人
- ・協同組合等※

②「中小企業者等」 (租税特別措置法)

- ・**資本金又は出資金の額が1億円以下**の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人または個人
- ・協同組合等※

ただし、大企業の子会社等に該当する場合は対象外となる等、対象は税制ごとに異なります。詳しくは、[「中小企業税制〈令和4年度版〉」](#)の各税制のページをご確認ください。

※協同組合等に含まれる組合は、制度によって異なります。詳しくは、[「中小企業税制〈令和4年度版〉」](#)の各税制のページをご確認ください。

中小企業経営強化税制【制度の概要】

- 青色申告書を提出する**中小企業者等**が、令和7年3月31日までの期間に、**認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備**を新規取得等して指定事業の用に供した場合、**即時償却**又は**取得価額の10%**（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の**税額控除**を選択適用することができます。
- 物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、**中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長**する。（現状、令和5年3月31日までのところを令和7年3月31日まで延長。）
- ただし、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。

概要

【適用期限：令和6年度末まで】

類型	要件	確認者	対象設備（※1～3）	その他要件
A類型	<u>生産性が旧モデル比平均1%以上向上</u> する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備 を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・国内への投資 であること ・中古資産・貸付資産でないこと 等
B類型	<u>投資収益率が年平均5%以上</u> の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
C類型	<u>可視化、遠隔操作、自動制御化</u> のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
D類型	<u>修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上</u> の投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。

※4 その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く）の用に供するものを除きます。

中小企業経営強化税制【各類型の要件】

以下、いずれかの要件を満たす場合に、措置が活用できます。

A類型：生産性向上設備

以下の要件を満たすことについて、工業会等の証明を受けた設備

- ① 一定期間内（右表）に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
- ② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均 1 %以上向上している設備

<設備の種類別販売時期>

設備の種類	販売開始時期
機械装置	10年以内
工具	5年以内
器具備品	6年以内
建物附属設備	14年以内
ソフトウェア	5年以内

B類型：収益力強化設備 C類型：デジタル化設備 D類型：経営資源集約化に資する設備

以下の要件を満たすことを、以下の確認機関が事前確認した上で、経済産業局の確認を受けた設備

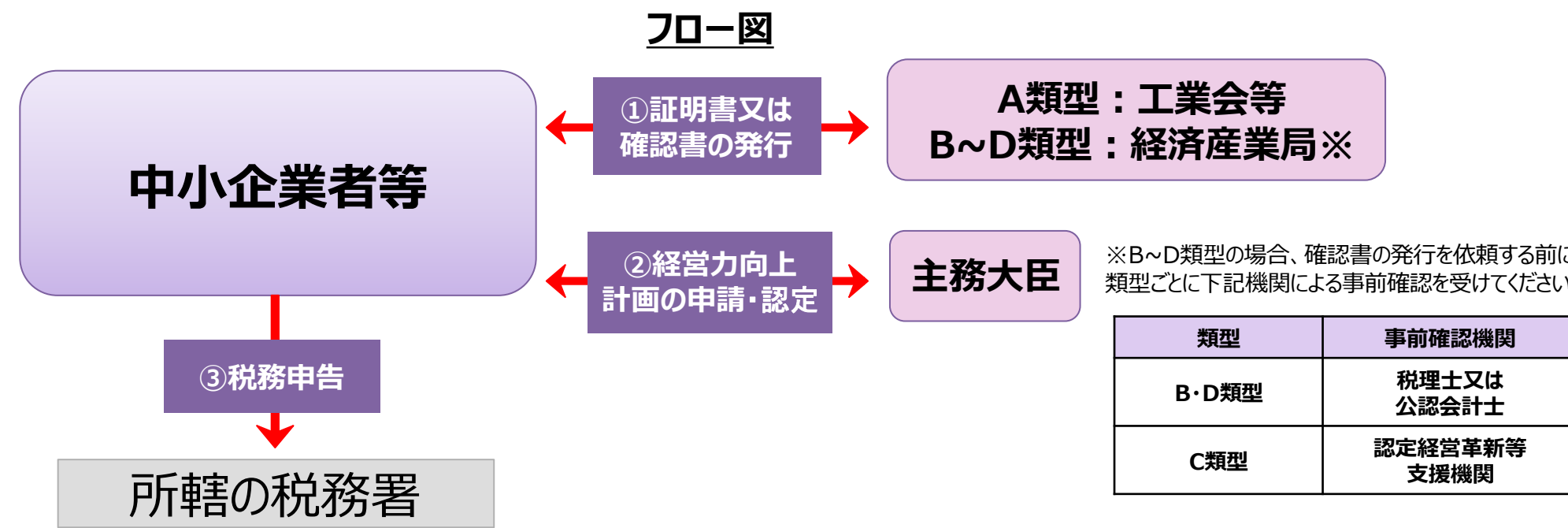
類型	要件	事前確認機関
B類型	<u>年平均の投資利益率が 5 %以上</u> となることが見込まれる <u>投資計画に記載された設備</u>	税理士又は公認会計士
C類型	<u>①遠隔操作</u> 、 <u>②可視化</u> 、 <u>③自動制御化</u> のいずれかを可能にする設備	認定経営革新等支援機関
D類型	右表のいずれかの要件を満たすことが見込まれる投資計画に記載された設備で、経営力向上計画に <u>事業承継等事前調査</u> に関する事項の記載があり、事業承継後に取得等を行った設備	税理士又は公認会計士

<D類型の要件>

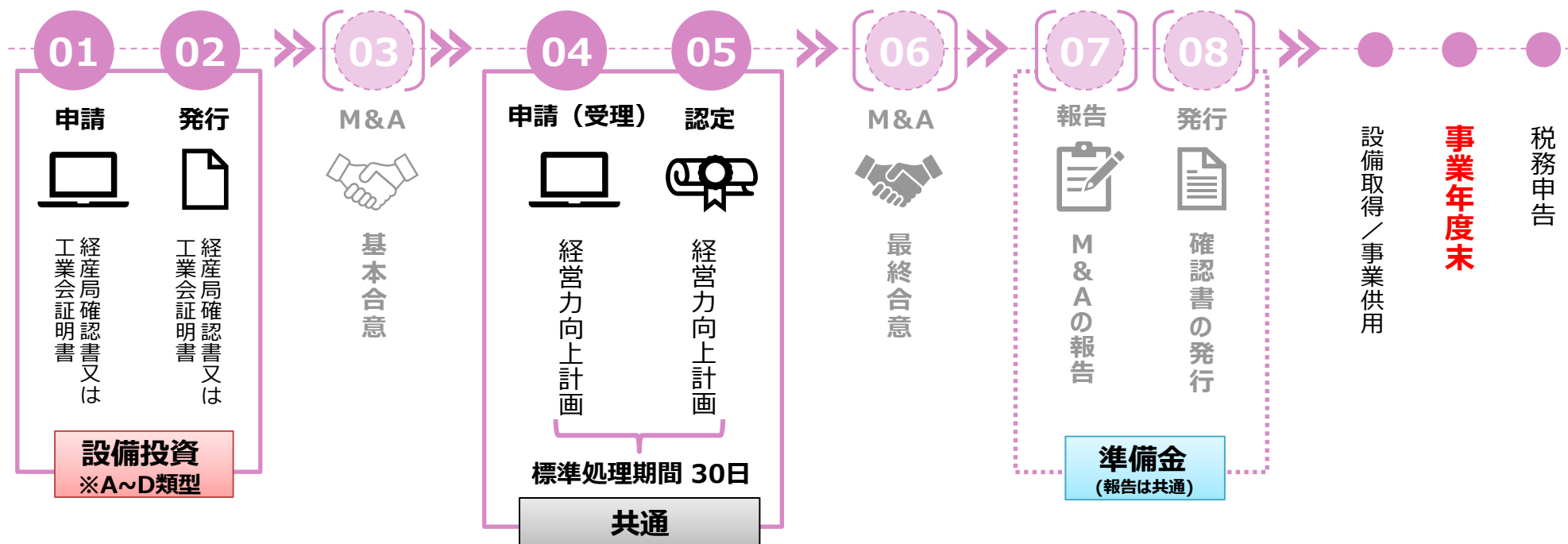
計画期間	有形固定資産回転率	修正ROA
3年	+ 2%	+0.3%ポイント
4年	+ 2.5%	+0.4%ポイント
5年	+ 3%	+0.5%ポイント

中小企業経営強化税制【申請の流れ】

- ① 申請者は、導入を予定している設備がそれぞれの類型に該当していることについて、工業会等（A類型）または経済産業局（B～D類型）の証明・確認を受け、工業会証明書又は経済産業局確認書の交付を受けます。
- ② ①の証明書・確認書を添付して、経営力向上計画を主務大臣に申請します。認定を受けた場合、主務大臣から、計画認定書と計画申請書の写しが申請者に交付されます。
- ③ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。
- ※税務申告に際しては、②の経営力向上計画及び計画認定書（いずれも写し）を添付してください。



税制措置の利用の流れ（準備金制度含む）



※事業年度内に認定が必要

設備投資

- ・A類型の場合、工業会から証明書の交付を受ける
- ・B～D類型の場合、経済産業局の確認を受け、確認書の交付を受ける

- ・経営力向上計画に、導入する設備の内容を記載
- ・申請時に証明書又は確認書を添付

- ・税務申告時には、経営力向上計画申請書の写し、及び計画認定書の写しを添付

準備金

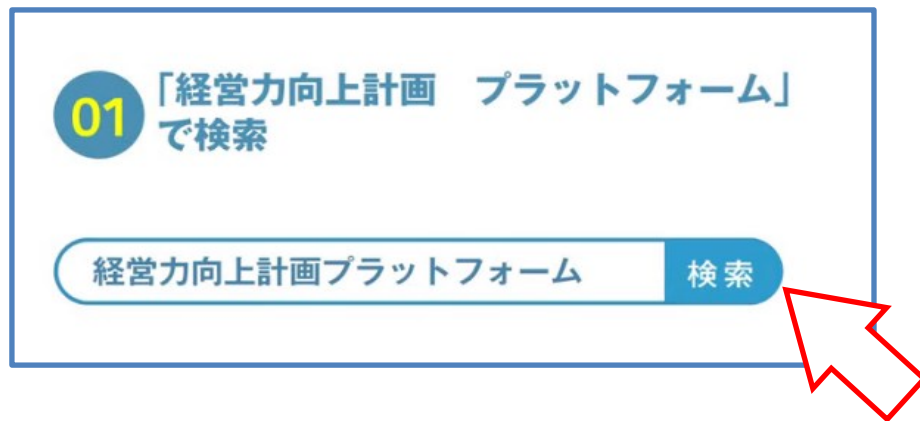
- ・経営力向上計画の「6.経営力向上の内容」に、M&Aによりどのように経営力を高めるか記載
- ・経営力向上計画の「10.事業承継等事前調査に関する事項」に実施するDDの内容を記載し、「事業承継等事前調査チェックシート」を添付

- ・M&Aの実施後速やかに様式5を用いて、事業承継等事前調査の内容について報告
- ・税務申告までに、主務大臣から確認書を受領
- ※必ずしも事業年度内である必要はない

- ・税務申告時には、経営力向上計画の申請書の写し、認定書の写し、及び確認書の写しを添付

【参考】電子申請への完全移行

- 2020年4月より、経営力向上計画の電子申請を開始
- **2022年4月より、経営力向上計画の完全電子化に移行。（経済産業部局宛てのみ）**
※電子申請は経済産業省、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省及び環境省宛ての申請のみ可能です。



YouTubeに電子申請の紹介動画有り

(資料)中小企業庁HPより

電子申請のメリット

- 申請書の作成にあたり、記入項目の**エラーチェック**や自動計算等の**サポート機能**を活用することが可能です。また、**一時保存**した暫定版の申請書を印刷し、確認することが可能です。
- 申請書の**郵送費用が不要**になります。
- **審査の進捗状況**を経営力向上計画プラットフォームで確認することが可能です。
- 標準処理期間が**14日（土日祝等の休日等を除く）に短縮**。※経済産業部局のみ
- **認定書**は、システムからいつでも**ダウンロード可能**です（認定書は郵送されないため、認定書用の返信用封筒及び切手代不要）。※経済産業部局のみ

中小企業投資促進税制

(令和5年度税制改正)

中小企業投資促進税制

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

- 物価高・新型コロナ禍等の中、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、適用期限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】	
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】	
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く	
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）	
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）	
措置内容	個人事業主	
	資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④その管理のおおむね全部を他の者に委託する機械装置で、コインランドリー業（その中小企業者等の主要な事業であるものを除く。）の用に供するものは対象外
 ※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

中小企業経営強化税制との比較

- 対象設備が異なる。（中小企業投資促進税制では、器具備品・工具、建物付属設備は対象外）
- 支援措置として、中小企業投資促進税制が30%の特別償却または7%の税額控除であるが、中小企業経営強化税制では即時償却が可能で税額控除が10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)。
- 中小企業投資促進税制では、事前の法律認定が不要であり、確定申告手続きのみで適用が可能。

設備の種類 (価額要件)		ソフトウェア (70万円以上)	機械装置 (160万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援 措置	国税	【中小企業経営強化税制】 ⇒延長（2年） 即時償却又は税額控除10%（※7%） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備			
	地方税	【中小企業投資促進税制】 ⇒延長（2年） 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用			
		【生産性向上や質上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置】 ⇒新設 計画中に質上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 計画中に質上げ表明に関する記載あり：4又は5年間、課税標準を1/3に軽減			

中小企業向け主要税制

制度名	事前手続	対象者	対象設備	税制
①中小企業経営強化税制 (経営力向上計画)	要	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	機械装置 工具 器具備品 ソフトウェア 建物付属設備	・即時償却(100%) ・税額控除 10% (税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主の場合7%)
②固定資産税の特例 (先端設備等導入計画)	要	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	機械装置 工具 器具備品 建物付属設備 構築物 事業用家屋 } ※R5.4.1以降 は対象外	先端設備の固定資産税が通常の0~1/2倍 (取得後3年間・倍率は市町村による)  R.5.4.1以降 先端設備の固定資産税が通常の1/3~1/2倍
③中小企業防災・減災投資 促進税制 (事業継続力強化計画)	要	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	機械装置 器具備品 建物付属設備	・特別償却 20~18%  R.5.4.1以降 特別償却 18% R.7.4.1以降 特別償却 16%
④地域未来投資促進税制 (未来投資促進法)	要	中小企業 大企業	機械装置 器具備品 建物 建物付属設備 構築物	・特別償却 40~50%※建物関係20% ・税額控除 4~5%※建物関係2%
⑤中小企業投資促進税制	—	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	機械装置、工具、ソフトウェア、 普通貨物自動車、内航船舶	・特別償却 30% ・税額控除 7% (税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)
⑥(中小企業向け) 賃上げ促進税制	—	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	— (給与等を前年度と比べて 1.5%以上増加)	・前年からの賃金上昇分の15%を税額控除

経済産業施策（税制）の活用実績について

- 平成30年度～令和2年度における経済産業施策（税制）活用実績を確認したところ、主な活用施策が①中小企業投資促進税制、②中小企業経営強化税制（経営力向上計画）、③賃上げ促進税制、となった。

措置名	適用件数			適用額(億円)		
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
①中小企業経営強化税制 (特別償却) ※経営力向上計画	18,613	17,325	15,742	6,083	5,685	4,742
①中小企業経営強化税制 (税額控除) ※経営力向上計画	7,856	8,834	7,337	141	139	96
⑤中小企業投資促進税制 (特別償却)	26,323	25,591	22,894	2,408	2,338	1,999
⑤中小企業投資促進税制 (税額控除)	28,311	28,339	26,166	186	183	163
⑥賃上げ促進税制 (税額控除)	131,201	129,831	99,355	3,525	2,289	1,650

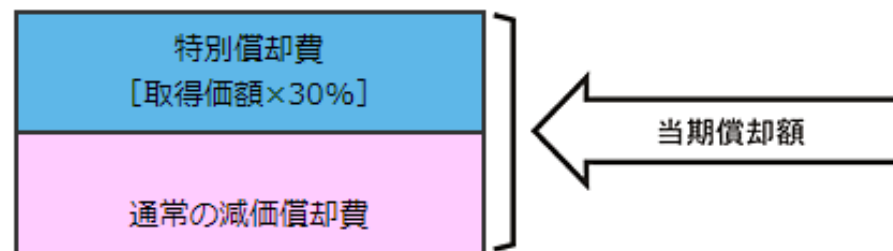
（出典）財務省HP（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第208回国会提出）より作成）

特別償却又は税額控除について

- 青色申告書を提出する中小企業者などが平成10年6月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に新品の機械および装置などを取得したまたは製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除を認める。

償却限度額

- 償却限度額は、基準取得価額の30パーセント相当額の特別償却限度額を普通償却限度額に加えた金額。
- 基準取得価額とは、船舶についてはその取得価額に75パーセントを乗じた金額をいい、その他の資産についてはその取得価額。



税額控除限度額

- 税額控除限度額は、基準取得価額の7パーセント相当額。
- なお、税額控除の控除上限は、中小企業経営強化税制の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額または所得税額の20%が上限。
- なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことが可能。

利用の手続き・問い合わせ先

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㊦割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法 10 条の 3）を記入すること。
- ・税額控除の場合、「明細書」を確定申告書に添付すること。

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」と適用額明細書を添付すること。
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」と適用額明細書を添付すること。

問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日9：30-12：00, 13：00-17：00）
本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

中小企業向け賃上げ促進税制 (令和4年度税制改正)



賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)



所得拡大促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)



人材確保等促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制

【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%**を税額控除*

* 税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

< 中小企業向け (資本金1億円以下の企業など) >

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加

⇒ **30%税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加

⇒ **15%税額控除***



追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加

⇒ **+10%税額控除***

中小企業向けの
詳細情報はこちら





賃上げ促進税制について
（令和4年4月1日以降に事業を開始）



所得拡大促進税制について
（令和4年3月31日以前に事業を開始）



人材確保等促進税制について
（令和4年3月31日以前に事業を開始）

賃上げ促進税制の概要

- 中小企業者等が前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。
- 令和4年度税制改正により、令和4年4月1日以降に開始される事業年度（個人事業主については令和5年以降）が対象となります。

1. 適用期間

令和4年度税制改正 賃上げ促進税制 について

令和4年4月1日～令和6年3月31日までの期間内に開始する事業年度が対象
個人事業主については、令和5年、令和6年の各年が対象

青色申告者
限定の制度

2. 制度概要

適用要件

税額控除

雇用者給与等支給額が前年度と比べて 1.5% 以上増加	➡	<u>控除対象雇用者給与等支給増加額</u> の 15% を 法人税額又は所得税額から控除
雇用者給与等支給額が前年度と比べて 2.5% 以上増加	➡	税額控除率を 15% 上乘せ
<u>教育訓練費</u> の額が前年度と比べて 10% 以上増加	➡	税額控除率を 10% 上乘せ

※) 控除対象雇用者給与等支給増加額の上限：調整雇用者給与等支給増加額が上限となります。

※) 税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乘せ共通）が上限となります。

令和4年度税制改正のポイント

賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)

- 所得拡大促進税制 から **賃上げ促進税制** に名称変更
- 税額控除がプラスオンされる **上乗せ要件** を簡素化し、控除率を引き上げ (**控除率は最大40%**)
- 教育訓練費増加要件に関する明細書の **添付義務** を **保存義務** へ変更
- **経営力向上要件** を **廃止**

	適用期間	適用要件				最大控除率
		通常要件	控除率	上乗せ要件	控除率	
旧制度	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日 (個人事業主は令和4年)	雇用者給与等支給額が前年度 と比べ1.5%以上増加	15%	雇用者給与等支給額が前年度 と比べ2.5%以上増加し、以下 ①・②のいずれかを満たすこと ① 教育訓練費の額が前年度と比べ て10%以上増加していること ② 【経営力向上要件】適用年度の 終了の日までに中小企業経営強 化法に基づく経営力向上計画の 認定を受け、当計画に基づき経 営力の向上が、確実に行われた とする証明がされていること	10%	25%
新制度	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日 (個人事業主は令和5年、 令和6年の各年)	雇用者給与等支給額が前年度 と比べ1.5%以上増加	15%	雇用者給与等支給額が前年度 と比べ2.5%以上増加 教育訓練費の額が前年度 と比べ10%以上増加	15% 10% 合計 25%	40%

適用要件（通常の場合）

賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)

通常要件：雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加していること

上記の**通常要件**を満たした場合、法人税額もしくは所得税額より、以下の税額控除が行われます。

控除対象雇用者給与等支給増加額 の **15%** を税額控除

例

事業年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雇用者給与等支給額	8,000万円	8,160万円	8,200万円
増減割合	—	+2%	+0.5%
通常要件 の適用可否	—	○	×
控除対象雇用者給与等支給増加額	—	160万円	—
税額控除額	—	24万円	—

15%控除

※) 上記の例では、令和4年度は要件を満たしますが、令和5年度は要件を満たさないため税額控除の適用は出来ません。

適用要件（上乗せ措置を利用する場合）

賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)

上乗せ要件①：雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて2.5%以上増加していること

上記の**上乗せ要件①**を満たした場合、**通常要件**を満たした場合の控除率（15%）に加え、さらに以下の税額控除が加算されます。

控除対象雇用者給与等支給増加額 の **15%** を税額控除

例

事業年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雇用者給与等支給額	8,000万円	8,400万円	8,500万円
増減割合	—	+5%	+1.2%
通常要件 の適用可否	—	○	×
上乗せ要件① の適用可否	—	○	×
控除対象雇用者給与等支給増加額	—	400万円	—
税額控除額	—	120万円	—

30%控除

※）上記の例では、令和4年度は要件を満たしますが、令和5年度は要件を満たさないため税額控除の適用は出来ません。

適用要件（上乗せ措置を利用する場合）

賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)

上乗せ要件②：教育訓練費の額が前事業年度と比べて10%以上増加していること

上記の**上乗せ要件②**を満たした場合、**通常要件**を満たした場合の控除率（15%）に加え、さらに以下の税額控除が加算されます。

控除対象雇用者給与等支給増加額 の **10%** を税額控除

例

事業年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雇用者給与等支給額	8,000万円	8,160万円	8,445万円
（雇用者給与等支給額の）増減割合	—	+2%	+3.5%
通常要件 の適用可否	—	○	○
上乗せ要件① の適用可否	—	×	○
教育訓練費	200万円	220万円	330万円
（教育訓練費の）増減割合	—	+10%	+50%
上乗せ要件② の適用可否	—	○	○
控除対象雇用者給与等支給増加額	—	160万円	285万円
税額控除額	—	40万円	114万円

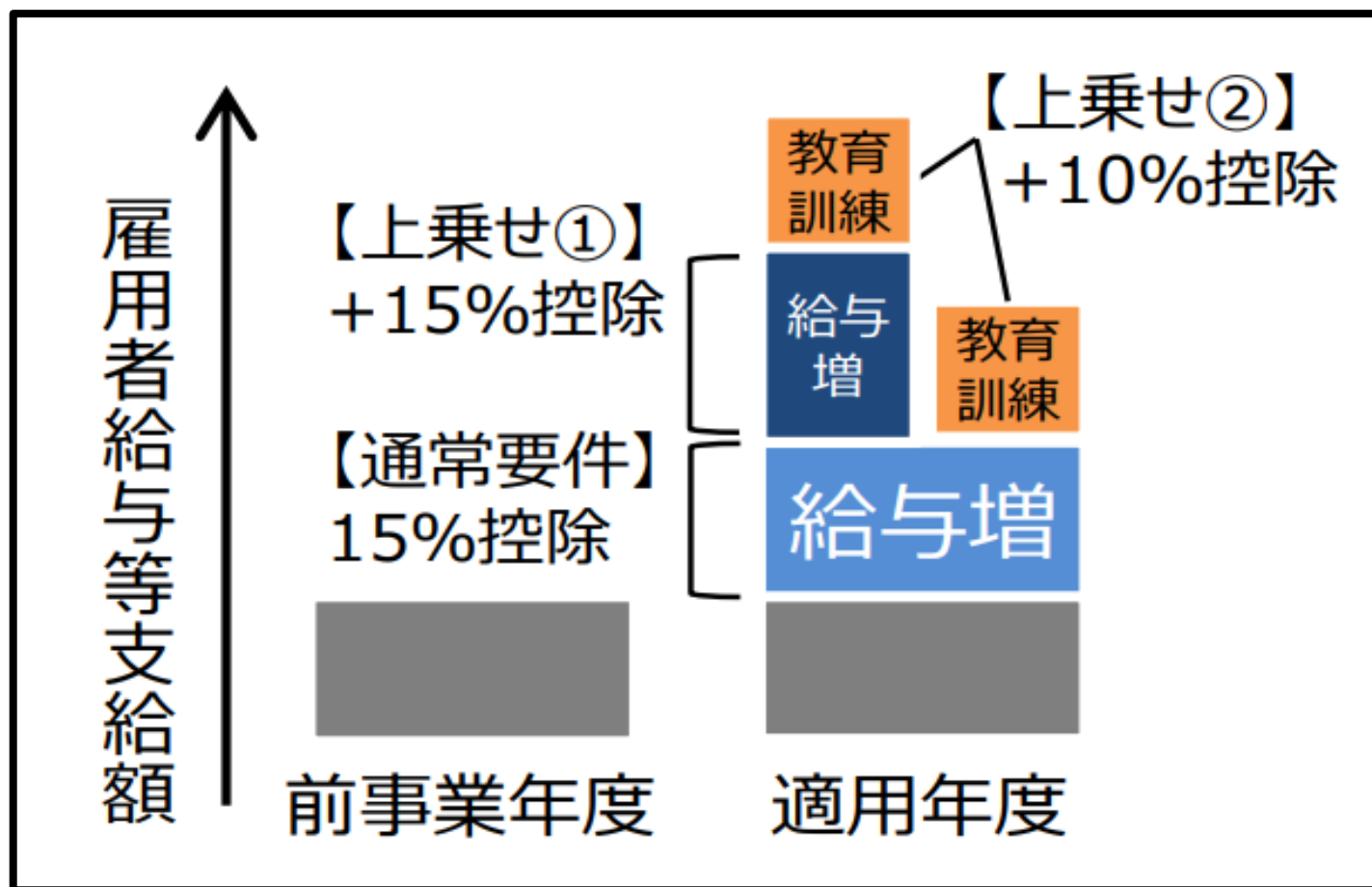
25%控除

40%控除

最大控除率 **40%** が適用されるイメージ

賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)

$$\begin{array}{l} \text{通常要件} \\ \text{控除率15\%} \end{array} + \begin{array}{l} \text{上乗せ要件①} \\ \text{控除率15\%} \end{array} + \begin{array}{l} \text{上乗せ要件②} \\ \text{控除率10\%} \end{array} = \begin{array}{l} \text{合計} \\ \text{控除率40\%} \end{array}$$



※) 控除対象雇用者給与等支給増加額の上限：調整雇用者給与等支給増加額が上限となります。

※) 税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乗せ共通）が上限となります。

利用の手続き・問い合わせ先

適用対象者

中小企業者等

適用期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に開始する各事業年度
(個人事業主については、令和5年から令和6年までの各年)

適用手続

本制度の適用を受けるためには、法人税（個人事業主の場合は所得税）の申告の際に、確定申告書等に、適用額明細書並びに税額控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。また、教育訓練費要件の上乗せ措置を利用する場合は、教育訓練費の明細を記載した書類の保存義務があります。

— 条文 —

租税特別措置法第10条の5の4（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の12の5（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）【法人税】

問い合わせ先

○中小企業税制サポートセンター

(電話：03-6281-9821) (平日9:30-12:00、13:00-17:00)

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

(中小企業者等)

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

・同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)から2分の1以上の出資を受ける法人

・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

(3) 協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

(給与等)

俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(所得税法第28条第1項に規定する給与等)をいいます。したがって、例えば、所得税法第9条(非課税所得)の規定により非課税とされる給与所得者に対する通勤手当等についても、原則的には、本制度における「給与等」に含まれることになります。ただし、賃金台帳に記載された支給額のみを対象に、所得税法上課税されない通勤手当等の額を含めずに計算する等、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額の計算をすることも認められます。なお、退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に含まれません。

(雇用者給与等支給額)

適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額(以下「雇用安定助成金額」といいます。))を除きます。がある場合には、当該金額を控除します。

(比較雇用者給与等支給額)

前事業年度における雇用者給与等支給額をいいます。

(国内雇用者)

法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を指します。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主の特殊関係者は含まれません。

(役員)

法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人を指します。さらにそれら以外の者で、例えば、①取締役若しくは理事となっていない総裁、副総裁、会長、副会長、理事長、副理事長、組合長等、②合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員、③人格のない社団等の代表者若しくは管理人、又は④法定役員ではないが、法人が定款等において役員として定めている者のほか、⑤相談役、顧問などで、その法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものも含まれます。

(特殊関係者)

法人の役員又は個人事業主の親族などを指します。親族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当します。また、当該役員又は個人事業主と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員又は個人事業主から生計の支援を受けている者等も特殊関係者に含まれます。

(給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額)

詳しくは、次のページで解説しています。

(雇用安定助成金額)

雇用安定助成金額(本ガイドブックでは「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」をいいます。)には、以下のものが該当します。

① 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額

② ①に上乗せして支給される助成金の額その他の①に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

(控除対象雇用者給与等支給増加額)

適用年度の「雇用者給与等支給額」から前事業年度の「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。ただし、調整雇用者給与等支給増加額を上限とします。

なお、雇用者給与等支給額(及び比較雇用者給与等支給額)に給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(雇用安定助成金額を除きます。))がある場合には、当該金額を控除して計算を行います。

(調整雇用者給与等支給増加額)

適用年度の雇用安定助成金額を控除した「雇用者給与等支給額」から、前事業年度の雇用安定助成金額を控除した「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。

(教育訓練費)

所得の金額の計算上損金の額に算入される、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

(給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額)

この「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」には、以下のものが該当します。

- ① その補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」といいます。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額

＜該当する補助金等の例＞
業務改善助成金

- ② ①以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ定められている給与等の支給額をいいます。）を基礎として定められているもの

＜該当する補助金等の例＞
雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、産業雇用安定助成金、労働移動支援助成金（早期雇い入れコース）、キャリアアップ助成金（正社員化コース）、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

- ③ ①及び②以外の補助金等の交付額で、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」といいます。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいいます。以下同じです。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいいます。以下同じです。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額

参考資料

(1) 中小企業庁HP (中小企業向け賃上げ促進税制)

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>



(2) 中小企業向け賃上げ促進税制 ご利用ガイドブック

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai/chinnagesokushin04gudebook.pdf>



(3) 中小企業向け賃上げ促進税制 よくあるご質問Q&A

[chinnagesokushin04qa.pdf \(meti.go.jp\)](#)



(4) パンフレット (令和4年度版 中小企業税制)

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/zeisei_r4.pdf





賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)



所得拡大促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)



人材確保等促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)

所得拡大促進税制について

所得拡大促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)

- 令和3年4月1日～令和4年3月31日の期間に事業を開始している場合については、**令和3年度税制改正**による **所得拡大促進税制** が適用されます。

令和3年度税制改正 **所得拡大促進税制** について

1. 適用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日までの期間内に開始した事業年度が対象
個人事業主については、令和4年が対象

青色申告者
限定の制度

2. 制度概要

適用要件

税額控除

雇用者給与等支給額が前年度と比べて 1.5% 以上増加	➡ 控除対象雇用者給与等支給増加額の15% を 法人税額又は所得税額から控除
雇用者給与等支給額が前年度と比べて 2.5% 以上増加、かつ次の①②のいずれかを満たすこと	➡ 税額控除率を 10% 上乘せ
① 教育訓練費 の額が前年度と比べて 10% 以上増加	
② 適用年度の終了の日までに中小企業経営強化法に基づく 経営力向上計画の認定 を受け、当計画に基づき経営力の 向上が、確実に行われたとする 証明 がされていること	

※) 控除対象雇用者給与等支給増加額の上限：調整雇用者給与等支給増加額が上限となります。

※) 税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乘せ共通）が上限となります。

上乗せ措置の適用の要件である**②経営力向上要件**についての概略をお示します。

なお、上乗せ措置の適用を受けるには、
『雇用者給与等支給額が前年度に比べて、
2.5%以上増加』することが前提となります



手続き全体の流れ

経営力向上計画とは

経営力向上計画とは、中小企業等経営強化法に基づき、事業者が、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画です。

認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることができます。

これから経営力向上計画の作成・申請を検討される方は、次のページ以降のこの税制に関する手続きとあわせて、以下の中小企業庁ホームページをご確認ください。

[中小企業庁:経営サポート「経営強化法による支援」\(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/keizakusaku/saishin/saishin.html)



経営力向上計画

検索

適用年度終了後、経営力向上が行われたことに関する報告書（経営力向上報告書）を作成し経済産業省に提出します。この経営力向上報告書の中で、**指標に係る数値**により経営力向上が確認出来ることが要件となります。

→ **指標に係る数値**については、下記リンクの P14 及び P19（2）をご確認ください

リンク：[syotokukakudai03guidebook.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/keizakusaku/saishin/saishin.html)（中小企業向け所得拡大促進税制ご利用ガイドブック）



税務申告書に、①**認定に係る経営力向上計画の申請書**（変更の認定を受けている場合は変更後のものを含む）**の写し**、②**経営力向上計画の認定書**（変更の認定を受けている場合は変更後のものを含む）**の写し**、③**経営力向上報告書**を添付します。



賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)



所得拡大促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)



人材確保等促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)

人材確保等促進税制の概要

人材確保等促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)

- 新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、**新規雇用者給与等支給額**の一定割合を**法人税額又は所得税額から控除**する制度です。

1. 適用期間

令和3年度税制改正 人材確保等促進税制について

令和3年4月1日～令和4年3月31日までの期間内に開始した事業年度が対象

青色申告者
限定の制度

2. 制度概要

適用要件

税額控除

新規雇用者給与等支給額が前年度と比べて
2%以上増加

控除対象**新規雇用者給与等支給額**の**15%**を
法人税額又は所得税額から控除

教育訓練費の額が前年度と比べて
20%以上増加

税額控除率を**5%**上乗せ

※) 税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乗せ共通）が上限となります。

用語の定義

- 新規雇用者給与等支給額
国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。
- 教育訓練費の額
国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。
- 控除対象新規雇用者給与等支給額
適用年度において、国内新規雇用者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。
新規雇用者給与等支給額との違いは、国内新規雇用者を雇用保険の一般被保険者に限らない点及び雇用安定助成金額を控除する点です。

● 所得拡大促進税制

会社全体としての給与・雇用の維持、拡大をサポートする税制

→ 個々人の昇給ではなく、会社全体の給与・賞与を増やすこと

● 人材確保等促進税制

新規雇用者（中途採用含む）の採用拡大をサポートする税制

→ 新規雇用者の賃金を増やすこと

※) 所得拡大促進税制と人材確保等促進税制の併用は不可です。どちらか一方のみの選択適用となります。

雇用者給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増えている

yes



所得拡大促進税制が適用できる



所得拡大促進税制は適用できない。
一方で、新規雇用者給与等支給額が
前年度比で2%以上増えている

yes



人材確保等促進税制が適用できる